

オーストラリアの連邦プライバシー法 と信用報告

ジョン・ミドルトン

(一橋大学法学部専任講師)

- I. はじめに
- II. 伝統的プライバシー権と1988年プライバシー法の概要
 - 1. 伝統的プライバシー権
 - 2. 1988年プライバシー法の概要
- III. 信用報告に関するプライバシー法の規定
 - 1. 信用報告機関へのプライバシー法の適用
 - 2. 「信用報告機関」と「クレジット供与者」
 - 3. 信用情報ファイルの内容
 - 4. 信用情報ファイルと信用報告の正確性とセキュリティ
 - 5. 信用報告機関の情報保有期間に対する制限
 - 6. 信用情報ファイルと信用報告へのアクセス権
 - 7. 信用情報ファイルと信用報告の訂正
 - 8. 信用報告機関による個人情報の提供に対する制限
 - 9. クレジット供与者による、信用報告等に含まれる個人情報の利用に対する制限
 - 10. 融資の拒絶
 - 11. クレジット供与者による、信用性等に関する報告に含まれる個人情報の提供に対する制限
 - 12. 個人情報の利用と提供に対する他の制限
 - 13. 信用報告に関するプライバシー・コミッショナーの職務
- IV. おわりに

I. はじめに

日本では、現在、個人信用情報の保護・利用のあり方をめぐって議論が繰り広げられている。先進国においては個人信用情報そのものまたはそれを含む民間部門保有の個人情報一般を保護する法律が制定されているのに対し、日本ではまだ制定されていない。外国の法律家の立場で日本の状況を見ると、日本人の法的思考の欠如がここにもあらわれている

といえる。それは、日本的発想の特色であるといえなくもないが、先進国の一員である日本のユニークな発想は、奇異に感じられる。

私は、今、日本で教育研究に携わっているが、オーストラリアのヴィクトリア州のバリスタ（法廷弁護士）・ソリシタ（事務弁護士）の資格も有している。日本における個人情報保護・利用のあり方に関する議論に少しでも役立てばと思い、オーストラリアにおける信用情報にかかわる法律の概要を明らか

にしてみることにする。しかし、そうするためには、まず、オーストラリアでプライバシーがどのようにして法的に保護されているかについて述べることから始める必要がある。

II. 伝統的プライバシー権と1988年 プライバシー法の概要

1. 伝統的プライバシー権

オーストラリア¹⁾においては、包括的プライバシー権 (general right of privacy) は認められていない²⁾が、伝統的プライバシー権はコモンローおよび制定法によって一定の範囲内で保護されている。コモンローは、トレスパス、信頼違反、ニューサンス、名誉毀損、契約違反、信託違反などの分野において保護を与えている。同様に、制定法は、電気通信傍受、盗聴装置の使用、政府機関の保有する個人情報の公開などのプライバシー侵害を禁じている³⁾。

2. 1988年プライバシー法の概要

このような伝統的なプライバシー権ではなく、むしろ現代的プライバシー権を保護することを目的としているのが、連邦の1988年プライバシー法 (*Privacy Act 1988*) およびその法律の範囲を大幅に拡大した改正法である。この改正法は、納税者番号情報が税務関係の目的のためにのみ収集されおよび利用されることならびに個人信用情報が正確に管理され、個人のプライバシーが侵害されないことを確保することを目的としている。

(1) プライバシー法の目的と適用範囲

1988年プライバシー法は、私生活、家族、住居、または通信が故意にまたは不法に干渉

されない個人の権利を実現するために必要な立法措置をとるという、市民のおよび政治的権利に関する国際規約の締約国としてのオーストラリアの義務、ならびに、国内法を制定するにあたってプライバシーおよび個人の自由に関するOECDガイドラインを考慮に入れるとの約束に従って、個人のプライバシーを保護するという明示の目的のために、制定された。この法律は、1989年1月1日に施行された。

プライバシー法は、プライバシー一般の保護ではなく、個人情報の保護のみを規定している。改正されたプライバシー法は、連邦政府のすべての機関が個人情報を収集、保管および利用するにあたって守らなければならない、プライバシーの厳格な保護措置を規定している。この法律は、納税者番号情報および信用報告に関連する情報を除き、州および地方レベルの政府機関ならびに民間企業には適用されない。

この法律は、同法に基づく個人のプライバシーの侵害にあたる行為または取扱いを明記している。これらには、政府機関による個人情報に関する情報プライバシー原則違反、納税者番号情報受領者による個人納税者番号情報に関するガイドライン違反、個人納税者番号提供の無権限請求、および信用報告機関 (credit reporting agency) またはクレジット供与者 (債権者) (credit provider) による個人情報に関する信用報告違反が含まれる (第13条)。

また、この法律は、プライバシー・コミッショナー (Privacy Commissioner) という独立の機関を設けた。プライバシー侵害に関するコミッショナーの一般的な職務は、第

27条に規定されている。納税者番号情報の収集、保管、利用、およびセキュリティに関するガイドラインの実施の確保ならびに信用報告に関するコミッショナーの職務は、それぞれ第28条および第28A条に規定されている。

(2) 情報プライバシー原則

機関は、この法律の第14条に列挙されている11の情報プライバシー原則に違反する行為をなすことを禁止されている（第16条）。ここでいう「機関」(agency)には、連邦政府の大臣、省庁、様々な他の機関、審判所、裁判所、およびオーストラリア連邦警察が含まれる（第6条第1項）。しかし、機関が原則を守る公益よりその行為または取扱いをなす公益が相当に勝る場合には、プライバシー・コミッショナーは、当該機関に対して1つ以上の原則を遵守しないことを許可することができる（第72条）。

11の原則は、以下のように要約できる。

ア 第1原則・個人情報収集の方法および目的

個人情報は、収集者の職務または活動に直接に関連した目的のためのみに、記録または一般的に入手できる刊行物に含めるために収集されることができ、さらに不法または不正な方法によって収集されてはならない。

イ 第2原則・当該個人からの個人情報の勧誘

情報収集者は、記録または一般的に入手できる刊行物に含めるために情報を収集する場合および情報が当該個人から収集者によって勧誘される場合には、情報の提供者が当該情報の収集の目的、および可能性のあるあらゆる情報受領者を識

別し、ならびにその情報収集が法律によって許可され、または要求されている場合、それがそのように許可または要求されていることを認識することを確保するために合理的な措置を講じなければならない。

ウ 第3原則・個人情報の勧誘一般

情報収集者は、記録または一般的に入手できる発行物に含めるために情報を収集する場合および情報が当該個人から収集者によって勧誘される場合には、収集される情報が収集目的に関連したものであり、その内容が古くならないように維持し、およびその情報収集が当該個人の私事を不当に侵害しないように確保するために合理的な措置を講じなければならない。

エ 第4原則・個人情報の保管およびセキュリティ

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、当該個人情報が、滅失、無権限アクセス、利用、変更、もしくは提供、またはその他の誤用に対して、当該状況下においてとるべきあらゆる合理的なセキュリティのための措置によって保護されるよう確保しなければならない。

オ 第5原則・記録保管者に保管される記録に関する情報

個人情報を含む記録を保有または管理する記録管理者は、文書アクセスに関する連邦の法律によって拒否することが要求されまたは認められている場合を除き⁴⁾、記録保管者がその記録を保有または管理しているか否か、さらに保有または管理している場合には、その情報の性

質、その主な利用目的、およびアクセス請求の方法を第三者が確かめられるように合理的な措置を講じなければならない。記録保管者は、保管する情報に関する一定の情報を含む記録をも保持しなければならない。

カ 第6原則・個人情報を含む記録へのアクセス

記録保管者が個人情報を含む記録を保有または管理する場合には、当該情報にかかわる個人は、記録保管者が文書アクセスに関する連邦の法律によって拒否することを要求されまたは認められている場合を除き、その記録へのアクセス権を有する。

キ 第7原則・個人情報を含む記録の訂正

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、当該記録が、正確であり、かつ、その情報の収集目的を考慮した上で、適切、最新、完全、および誤解を招かないよう確保しなければならない。記録保管者が当該個人の請求に従った記録訂正の許可を欲しない場合であって、当該個人が望むときには、その個人の提出する訂正等の文言を記録に付さなければならない。

ク 第8原則・記録保管者による個人情報利用前における正確性等の確認

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、その情報の利用目的を考慮した上で、その情報が正確、完全、および最新のものであるよう確保するために合理的な措置を講ずることなくこれを利用してはならない。

ケ 第9原則・適切な目的のためのみの個

人情報の利用

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、その情報を、適切な目的のためにのみ利用することができる。

コ 第10原則・個人情報の利用に対する制限

特定の目的のために収集された個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は、次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、その情報を他の目的のために利用してはならない。

(a) 当該個人が、その情報を他の目的のために利用することに同意している場合。

(b) 記録保管者が、その情報を他の目的のために利用することが、当該個人または第三者の生命または健康に対する重大または緊急の危険を防止しまたは減ずるために必要であると、合理的な理由をもって信じる場合。

(c) その情報を他の目的のために利用することが、法律によって要求されまたは認められている場合。

(d) その情報を他の目的のために利用することが、刑法もしくは罰金を科する法律の執行または公的収入の保護のために合理的に必要とされる場合。

(e) その情報が利用される目的が、それが収集された目的に関連している場合。

サ 第11原則・個人情報提供に対する制限

個人情報を含む記録を保有または管理する記録保管者は次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、その情報を当該個人以外の個人、団体、または機関に提供してはならない。

(a) 当該個人が、その種類の情報が通常、その個人、団体、または機関に提供されていることを、認識していた合理的な可能性があり、または第2原則によって認識していた場合。

(b) 当該個人が、その提供に同意している場合。

(c) 記録保管者が、その提供が、当該個人または第三者の生命または健康に対する重大または緊急の危険を防止し、または減ずるために必要であると合理的な理由をもって信じる場合。

(d) その提供が、法律によって要求されまたは認められている場合。

(e) その提供が、刑法もしくは罰金を科する法律の執行または公的収入の保護のために合理的に必要とされる場合。

当原則の下で個人情報の提供を受ける個人、団体、または機関は、その情報を得た目的以外の目的のために当該情報を利用または提供してはならない。

(3) 納税者番号に関するガイドライン

納税者番号 (Tax File Number) とは、所得税申告書を提出する個人および法人を識別するために、オーストラリア国税庁によって発行される9桁の番号である。この番号の無権限提供は、連邦法によって禁止されている。

プライバシー・コミッショナーは、第17条に従い、納税者番号情報の収集、保管、利用、およびセキュリティに関する暫定ガイドライン (*Interim Guidelines Concerning the Collection, Storage, Use and Security of Tax File Number Information*) を発布している。このガイドラインは、現行法

の第2附則に定められており、国民身分証明制度 (national identification system) および認められる態様による場合を除き、個人情報とのマッチングの方法として利用することを明確に禁止している。

納税者番号情報の受領者がこのガイドラインに違反する行為をなすことは、禁止されている (第18条)。ガイドライン違反は、個人のプライバシーの侵害にあたり、当該個人に対して、コミッショナーへ苦情を申し立てる権利および賠償を請求する権利を付与する。

(4) プライバシー・コミッショナー

1988年プライバシー法は、人権・平等機会コミッション (Human Rights and Equal Opportunity Commission) の一部となるプライバシー・コミッショナーの任命を規定している (第19条)。プライバシー・コミッショナーは、連邦総督 (Governor-General) によって最長7年間任命されるが、その再任命は可能である (第20条第1項)。

個人は、自己のプライバシーを侵害するような行為または取扱いについて、プライバシー・コミッショナーへ苦情を申し立てることができる (第36条)。

プライバシー・コミッショナーは、連邦の機関、納税者番号情報受領者、信用報告機関、またはクレジット供与者による、情報プライバシー原則違反、納税者番号に関するガイドライン違反、納税者番号提供の無権限請求もしくは要求、または信用情報違反に該当するような行為または取扱いを調査し、さらに適当な場合には、調停による和解を求める権限を有している (第27条第1項a号、第28条第1項b号およびc号、ならびに第28A条第1項b号)。調停によって苦情申立てを処理する

ことができない場合には、コミッショナーは、苦情申立てを正式に審理しなければならない。

コミッショナーは、機関が行為を繰り返して行い、もしくは継続して行ってはならないと宣告し、または損失もしくは損害を救済するために合理的な措置を講じるべきであると宣告することができる(第52条第1項b号)。そのような裁定は、オーストラリア連邦裁判所(Federal Court of Australia)によって強制執行され得る(第62条第1項)。

さらに、コミッショナーは、原則違反から生じた損害に対する賠償を認める裁定を下すことができる(第52条第1項b号)。認められる賠償額には、制限がない。賠償を認める裁定は、行政不服審判所(Administrative Appeals Tribunal)によって審査され得る(第61条第1項)。

Ⅲ. 信用報告に関するプライバシー法の規定

1. 信用報告機関へのプライバシー法の適用

1988年プライバシー法は、これまでみてきたように、連邦の機関を対象にするものであったが、1990年プライバシー法改正法(*Privacy Amendment Act 1990*)が制定され、信用報告(credit reporting)にもプライバシー法が適用されるようになった。この改正法は、1991年9月24日から施行し、その後、信用報告に関するプライバシー法の規定が多少改正されている。

信用報告機関およびクレジット供与者は、第18A条に従ってプライバシー・コミッショナーにより発布される信用報告行為基準(*Credit Reporting Code of Conduct*)⁵⁾

および第3A章(第18C条～第18V条)に主として列挙されている詳細かつ複雑な規定の適用を受けるようになった。信用報告機関またはクレジット供与者は、行為基準に違反することを禁止されている(第18B条)。

信用報告機関にとって重要な意味を持つ信用報告行為基準は、1991年9月24日に施行されるとされたが、1990年プライバシー法改正法第25条(1991年立法改正法によって挿入された)により1992年2月25日以前には行為基準違反にはならないこととされた。

1990年改正法は、信用報告機関によって保管される「信用情報ファイル」(credit information files)の中にある消費者信用情報およびそのファイルの中にある情報に基づく「信用報告」(credit reports)の収集、利用、および提供を規制しようとするものである。そこで、現行プライバシー法の中で信用報告に関する主な規定を考察することにする。

2. 「信用報告機関」と「クレジット供与者」

「信用報告機関」は信用報告事業を行う法人(a corporation that carries on a credit reporting business)として定義されている(第11A条)。「信用報告事業」とは、情報が融資申請を評価する目的のために提供されるか否かを問わず、個人の(a)融資を受ける適格、(b)クレジットに関する履歴、または(c)借金を返済する能力に関する情報を他者に対して提供することを主要な目的にする、個人に関する個人情報を含む記録(個人に関する個人情報のすべてが一般的に入手できる情報の記録を除く)の作成または保有を行うビジネスまたは事業を意味している(第6条第1項)。

第18C条は、連邦政府の様々な憲法上の権能を利用して、法人以外の者が信用報告事業を行うことをほぼ不可能にするものである。法人以外の者が法人に代わって信用報告事業を行うことも禁止されている（第18C条第3項）。この条を故意または重過失によって違反する者は、3万ドル（1オーストラリア・ドルを85円にすると、255万円）以下の罰金が科され得る（第18C条第4項）。

同様に、第18D条は、信用報告事業を行っている法人以外の者に対して個人情報を提供することをほぼ不可能にするものである。この条を故意または重過失によって違反する者は、1万2千ドル（102万円）以下の罰金が科され得る（第18D条第4項）。

「クレジット供与者」とは、銀行、住宅金融共済組合 (building society)、信用組合 (credit union)、またはローンの供与（クレジット・カードの発行によるローンの供与を含む）を事業の大部分にする法人、機関等を意味している（第11B条第1項）。クレジット供与者の代理人として、それに代わってローン申請の処理またはクレジット供与者によるローンもしくはクレジット供与者において持続される口座の管理に必要な仕事をする者は、個別のクレジット供与者とみなされ、プライバシー法の下で他のクレジット供与者と同じ義務を負うこととされている（第11B条第5項）。

3. 信用情報ファイルの内容

信用報告機関は、個人の信用情報ファイルに次のような情報以外のものを含めてはならない（第18E条第1項）。

- ・個人を識別するために合理的に必要な情報

（同項a号）。

- ・個人が当該クレジット供与者に対してクレジットまたは商業クレジットを申請したことに関連してクレジット供与者が個人について信用報告を求めたことおよび同申請において申請されたクレジットまたは商業クレジットの金額についての記録（同項b号iおよびia）。
- ・抵当保険業者（mortgage insurers）による同様の問い合わせの記録（同項b号ii）。
- ・商業保険業者（trade insurers）による同様の問い合わせの記録（同項b号iii）。
- ・個人がローンまたはローン申請に対して保証人になろうとしたことに関連してクレジット供与者が信用報告を求めたとの記録（同項b号iv）。
- ・個人に対する現在のクレジット供与者の名前（同項b号v）。
- ・クレジット供与者によって個人に対して供与される融資であり、個人が60日以上支払い期限を過ぎており（支払いのすべてまたは一部が利子の支払いである場合を含む）、さらにクレジット供与者が未払いの融資額の全額または一部（利子を含む）を回収するために措置を講じているもの（同項b号vi）。
- ・個人に振り出されたものであり、2回差し出されて不渡りになった、金額が100ドル（8千500円）以上の小切手（同項b号vii）。
- ・個人に対する判決（同項b号viii）。
- ・個人に対する破産宣告（同項b号ix）。
- ・個人が、明示した状況下において、「深刻な融資条件違反」（serious credit infringement）をしたとのクレジット供与者の意見（同項b号x）。

・以下のあらゆる条件を満たした場合であつて、クレジット供与者から得た借金額の全額または一部を返済する借用者の債務不履行に対する保証をした保証人としての個人による支払い期限の過ぎている支払い（未払い）の記録（同項ba号）。

(i) クレジット供与者は、個人に対して支払い期限の過ぎている支払い（未払い）の額を回収するために訴訟を提起することができること。

(ii) クレジット供与者は、当該支払いをする個人の義務が生じた借用者の債務不履行についてすでに個人に対して通知をしていること。

(iii) 通知がなされた日から60日が過ぎていること。

(iv) クレジット供与者は、すでに個人から支払い期限の過ぎている支払い（未払い）の額を回収するために措置を講じていること。

・信用報告機関またはクレジット供与者が保有または管理をしているファイルに含めるために個人が第18J条第2項に従って提供した、個人が求めているそのファイルの中の訂正、削除、または付加についての記述（statement）（同項c号）。

・個人が支払い期限の過ぎていた支払いをした（もしくは個人がすでにそれをしたと主張している）との旨または信用報告機関が個人の信用情報ファイルに含まれる個人情報を提供したとの旨を信用報告機関が第18F条第4項または第18K条第5項に従ってファイルに含めたメモ（note）（同項d号）。

また、信用報告機関は、個人の(a)政治的、社会的または宗教的な信条または所属、(b)前

科、(c)病歴または身体障害、(d)人種、民族または国籍、(e)性的嗜好または行動、(f)生活、性格または名誉のいずれも個人信用情報ファイルに含めてはならないとされている（第18E条第2項）。

コミッショナーは、個人の信用情報ファイルの中で個人を識別するためにどのような情報が合理的に必要なかについて書面により決定することができる（第18E条第3項）。そのような決定がある場合には、その情報の種類に該当しないものは、個人の信用情報ファイルに含めてはならない情報とみなされる（第18E条第4項）。

クレジット供与者は、(a)信用報告機関が第18E条第1項により個人の信用情報ファイルに情報を含めることを禁止される場合、(b)クレジット供与者がその情報が正確であると信じる合理的な理由がない場合、(c)その情報を収集するにあたってそれが信用報告機関に提供される可能性があることを当該個人に通知しなかった場合のいずれかに該当するならば、当該個人に関する個人情報を信用報告機関に付与してはならない（第18E条第8項）。

4. 信用情報ファイルと信用報告の正確性とセキュリティ

信用情報ファイルの保有または管理をする信用報告機関ならびに信用報告の保有または管理をするクレジット供与者および信用報告機関は、(a)ファイルまたは報告に含まれる個人情報が正確、最新、完全であり、また誤解を招かないよう確保するために合理的な措置を講じ、(b)ファイルまたは報告が滅失、無権限のアクセス、利用、変更、または提供、および他の誤用から、その状況下において合理

的であるセキュリティによって保護されていることを確保し、さらに(c)信用報告機関またはクレジット供与者に対するサービスの提供に関連してファイルまたは報告を他者に提供する必要がある場合、信用報告機関またはクレジット供与者がファイルまたは報告に含まれる個人情報^{の無権限の利用または提供を防ぐために合理的に全力を尽くすことを確保しなければならない} (第18G条)。

信用報告機関またはクレジット供与者が故意または重過失によって他者に不正または誤解を招くような情報を含む信用報告をすることは、7万5千ドル(637万5千円)以下の罰金が科され得る犯罪行為とされている(第18R条)。

5. 信用報告機関の情報保有期間に対する制限

信用報告機関は、自ら保有する個人の信用情報ファイルからいかなる個人情報(個人を識別する情報ならびに個人が第18J条第2項に従ってファイルに含めるために提供する記述および第18F条第4項または第18K条第5項に従ってファイルに含まれるメモに含まれる情報を除く)もその個人情報の種類に適用される最長情報保有期間の終了から1ヵ月以内に削除しなければならない(第18F条第1項)。

最長情報保有期間は、当該個人情報の種類によって異なる。例えば、信用報告機関がクレジット供与者によってそれが当該個人に対して現在のクレジット供与者でなくなったとの通知をされた場合には、クレジット供与者の名前の情報を保有する最長期間は14日となっている(第18F条第2項b号)。個人に対する

現在のクレジット供与者でなくなった者は、以前それがその個人に対して現在のクレジット供与者であると知らせたすべての信用報告機関に対して、できる限り速やかにその旨を通知しなければならない(第18F条第5項)。

個人に対する破産宣告または個人が、特定の状況下において、深刻な融資条件違反をしたとのクレジット供与者の意見に関する情報については、最長情報保有期間は7年とされている(第18F条第2項f号およびg号)。

その他の情報については、ある出来事から5年間保有することができる(第18F条第2項a号およびc号～e号ならびに第2A項)。

6. 信用情報ファイルと信用報告へのアクセス権

自己情報へのアクセス権等については、信用報告機関およびクレジット供与者は、自らが保管する信用情報ファイルおよび報告へのアクセスを請求する権利を個人が行使することができるようにするための合理的な措置を講じなければならない(第18H条第1項および第2項)。同条による個人のアクセス権は、個人が書面により、個人に代わって(a)個人によるローン申請もしくは予定のローン申請または(b)個人がローンについてすでに相談したことに対してその権利を行使するように許可した者(クレジット供与者、抵当保険業者、および商業保険業者を除く)にも行使され得る(第18H条第3項)。

故意または重過失によって信用報告機関またはクレジット供与者が保有または管理している個人の信用情報ファイルまたは信用報告への無権限アクセスをする者は、3万ドル(255万円)以下の罰金が科され得る(第18S

条)。

また、詐欺 (false pretence) により信用報告機関またはクレジット供与者が保有または管理をしている個人の信用情報ファイルまたは信用報告をアクセスする者は、3万ドル (255万円) の罰金が科され得る (第18T条)。

7. 信用情報ファイルと信用報告の訂正

信用情報ファイルまたは信用報告の保有または管理をする信用報告機関またはクレジット供与者は、適切な訂正、削除、および付加をすることによって、ファイルまたは報告に含まれる個人情報が正確、最新、完全であり、誤解を招かないように合理的な措置を講じなければならない (第18J条第1項)。

信用情報ファイルまたは信用報告の保有または管理をしている信用報告機関またはクレジット供与者は、(a)それに含まれる個人情報を、当該個人が請求するとおり訂正、削除、または付加をすることによって修正せず、さらに(b)信用報告機関またはクレジット供与者がそのファイルまたは報告に、個人の求めた訂正、削除、または付加についての個人の提供した記述を含めるように個人が請求した場合には、その請求から30日以内にそのファイルまたは報告にその記述を含めるように合理的な措置を講じなければならない (第18J条第2項)。

信用報告機関またはクレジット供与者は、その状況下において記述が長すぎると考える場合、適当と考える短縮のためにそれをコミッショナーに付託できる。コミッショナーが記述の短縮を認める場合には、変更された記述はファイルまたは報告に含まれることになる (第18J条第3項)。

8. 信用報告機関による個人情報の提供に対する制限

個人の信用情報ファイルの保有または管理をしている信用報告機関は、次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、当該個人以外の者、組織、または機関に対してそのファイルに含まれる個人情報を提供してはならない (第18K条第1項)。

- ・情報が、第18K条第1項a号～e号、g号およびh号に規定されている限られた所定の状況下においてクレジット供与者、抵当保険業者、または商業保険業者へ提供される信用報告に含まれる場合。
- ・信用報告機関が、その提供の30日前までに、個人が60日間以上支払期限を過ぎており、クレジット供与者が支払い額の全額または一部を回収するために措置を講じているとの情報を得ており、さらに情報が、信用情報ファイルの中では個人に対する現在のクレジット供与者として指名されているクレジット供与者へ提供される信用報告に含まれる場合 (第18K条第1項f号)。
- ・情報が、他の信用報告機関へ提供される信用報告に含まれる場合 (第18K条第1項j号)。
- ・情報が、個人に関する個人情報のすべてが一般的に入手できる情報の記録に含まれる場合 (第18K条第1項k号)。
- ・提供が法律によって要求されまたは許可されている場合 (第18K条第1項m号)。
- ・クレジット供与者または法施行機関が合理的な理由をもって個人が深刻な融資条件違反をしたと信じていると、信用報告機関が確信しており、さらに情報がそれまたはその他のクレジット供与者または法施行機関

へ提供される場合（第18K条第1項n号）。

信用報告機関は、自ら保有または管理している個人の信用情報ファイルまたはそのファイルから引き出された個人情報を含む他の記録が信用報告機関が第18E条により個人の信用情報ファイルに含めてはならない個人情報または第18F条によりファイルから削除するように要求されている個人情報に該当するものを含む場合、その個人情報を提供してはならない（第18K条第2項）。しかし、コミッショナーが書面によりそのような個人情報が信用報告機関が第2項を違反せずに提供できるものであると決定している場合には、信用報告機関は、第18E条により個人の信用情報ファイルに含めることが禁止されている個人情報の提供をすることができる（第18K条第3項b号）。このような決定は、公報（*Gazette*）に掲載される通知として公表される（第18K条第7項）。

信用報告機関が故意または重過失によって第1項または第2項に違反することは、15万ドル（1,275万円）以下の罰金が科され得る犯罪行為とされている（第18K条第4項）。

信用報告機関は、個人の信用情報ファイルに含まれる個人情報を提供する場合、同ファイルにその提供についてのメモを含めなければならない（第18K条第5項）。

9. クレジット供与者による、信用報告等に含まれる個人情報の利用に対する制限

信用報告を保有または管理しているクレジット供与者は、次に掲げるいずれかに該当する場合を除き、その報告またはそれから引き出された個人情報を、当該個人によるクレジット供与者への融資申請を評価する以外の目的

のために利用してはならない（第18L条第1項）。

- ・報告が第18K条の下で入手したものであり、クレジット供与者が所定のいずれかの目的のためにその報告または情報を利用する場合（第18L条第1項aa号～da号）。
- ・その他の目的のための報告または情報の利用が法律によって要求されまたは許可されている場合（第18L条第1項e号）。
- ・クレジット供与者が合理的な理由をもって個人が深刻な融資条件違反をしたと信じており、報告または情報がその違反と関連して利用される場合（第18L条第1項f号）。

この規定を故意または重過失によって違反するクレジット供与者は、15万ドル（1,275万円）以下の罰金が科され得る（第18L条第2項）。

信用報告を保有または管理しているクレジット供与者は、第18E条第1項がそのような個人情報を許可する場合を除き、個人に関するすべての個人情報が削除されない限り、その報告を利用してはならない（第18L条第3項a号）。また、クレジット供与者は、その情報が第18E条第1項に規定されている種類に該当しない限り、その報告から引き出されたいかなる個人情報も利用してはならない（第18L条第3項b号）。

さらに、クレジット供与者は、個人による融資申請を評価するにあたって、クレジット供与者がその目的のために当該情報を収集することに対する個人の明示的な同意を得ない限り、商業信用性に関する情報を提供するビジネスまたは事業を行う者または組織から入手された個人の商業活動または商業信用性に関する情報を利用してはならない（第18L条

第4項)。融資申請がまだ文書となっていない場合を除き、個人の同意は、書面によるものでなければならない(第18L条第4A項)。コミッショナーは、書面によりそのような情報の使い道(個人の同意を得る方法を含む)について決定することができる(第18L条第6項)。このような決定は、公報に掲載される通知として公表される(第18L条第7項)。

10. 融資の拒絶

クレジット供与者は、個人による融資申請(その個人および1人以上の他者による共同申請を含む)を拒絶し、その拒絶が個人に関する信用報告から引き出された情報に全面的または部分的に基づいたものである場合、個人に対して、次のような項目を含む書面による通知をしなければならない(第18M条第1項)。

- (i) 申請が拒絶された旨。
- (ii) その拒絶の理由が信用報告機関がクレジット供与者に提供した個人に関する信用報告から引き出された情報に(場合によって)全面的にまたは部分的に基づいたものである旨。
- (iii) 信用報告機関の名前および住所ならびにプライバシー法の下で信用報告機関の保有している自分の信用情報ファイルに対してアクセスする個人の権利についての通知。

拒絶の理由が共同申請の個人以外の申請者またはすべての申請の予定の保証人に関する情報に基づいたものである場合には、クレジット供与者は、個人に対して、申請が拒絶されており、その拒絶の理由が信用報告機関がクレジット供与者に提供したその者に関する信

用報告から引き出された情報に(場合によって)全面的にまたは部分的に基づいたものである旨の書面による通知をしなければならない(第18M条第2項および第3項)。

11. クレジット供与者による、信用性等に関する報告に含まれる個人情報の提供に対する制限

信用性等に関する報告を保有または管理しているクレジット供与者がそれまたはそれから引き出された個人情報を他者に対して提供できる様々な条件は、第18N条第1項に極めて詳細に規定されている。当該個人は、具体的な目的のために他のクレジット供与者に対する報告または情報の提供に対して明示的に同意することができる(第18N条第1項b号)。このような同意は、融資申請がまだ文書となっていない場合を除き、書面によるものでなければならない。また、報告または情報を保有または管理しているクレジット供与者または他のクレジット供与者に与えるものでなければならない。(第18N条第1A項)。

この規定に故意または重過失によって違反するクレジット供与者は、15万ドル(1,275万円)以下の罰金が科され得る(第18N条第2項)。

信用報告(または信用報告から引き出された個人情報を含む他の報告)を保有または管理しているクレジット供与者は、報告が第18E条第1項により許可されていない個人情報を含む場合、報告またはそれから引き出された個人情報を提供してはならない(第18N条第3項)。

コミッショナーは、報告または報告から引き出された個人情報の提供方法(提供に対す

る個人の同意を得る方法を含む)について書面により決定することができる(第18N条第5項)。このような決定は、公報に掲載される通知として公表される(第18N条第7項)。

12. 個人情報の利用と提供に対する他の制限

抵当保険業者および商業保険業者による、信用報告に含まれる個人情報の利用および提供ならびに所定の者(弁護士、会計士等)による、クレジット供与者から入手した個人情報の利用に対する同様の制限および罰則は、それぞれ第18P条および第18Q条に規定されている。第18P条第1項、第2項、または第5項を故意または重過失によって違反する抵当保険業者または商業保険業者は、15万ドル(1,275万円)以下の罰金が科され得る(第18P条第6項)。また、第18Q条を故意または重過失によって違反する者は、3万ドル(255万円)以下の罰金が科され得る(第18Q条第9項)。

13. 信用報告に関するプライバシー・コミッショナーの職務

前述のように、プライバシー・コミッショナーは、すでに第28A条第1項a号に従って信用報告行為基準を配布している。コミッショナーは、公報に掲載される通知として、次のような項目についての行為基準を配布するように要求されていた(第18A条第1項)。

- (a) 個人の信用情報ファイルに含めるための個人情報の収集。
- (b) 個人の信用情報ファイルまたは信用報告に含まれる個人情報の保管、セキュリティ、アクセス、訂正、利用、および提供。

(c) 信用報告機関およびクレジット供与者が信用報告に関連した紛争を処理すべき方法。

(d) 信用報告機関またはクレジット供与者が行う、信用報告に関連した他の活動。

コミッショナーは、この行為基準を配布する前に、政府、商業、消費者、およびその他の関連した団体および組織に適当に相談するように要求されていた(第18A条第2項)。また、コミッショナーは、行為基準を作成するにあたって、情報プライバシー原則および第3A章の規定ならびに行為基準を遵守するためにかかる信用報告機関およびクレジット供与者の予想の費用を考慮に入れるように要求されていた(第18A条第3項)。

コミッショナーの信用報告に関連した他の職務は、次のとおりである(第28A条第1項b号~m号)。

- ・信用報告違反にあたり得る信用報告機関またはクレジット供与者の行為または行動を調査し、さらにコミッショナーが適当であると考えられる場合、調停によって調査の対象となった事項を和解させようとする。
- ・行為基準ならびに第3A章の規定およびその目的の理解および受諾を助長すること。
- ・同法によってコミッショナーが権限を持つ決定をすること。
- ・個人のプライバシー侵害にあたり得る信用報告機関またはクレジット供与者の行為または行動を防ぐためのガイドラインを作成し、コミッショナーが適当であると考えられる方法によってそれを公表すること。
- ・同法の運営に関連したいかなる事項について(請求の有無を問わず)大臣、信用報告機関、またはクレジット供与者に対してア

ドバイスを提供すること。

- ・ファイルまたは報告が行為基準および第3A章の規定に従って保有されているか否かを確かめる目的のために、信用報告機関が保有している信用情報ファイルおよびクレジット供与者または信用報告機関が保有または管理している信用報告を監査すること。
- ・信用報告機関が保有している信用情報ファイルおよびクレジット供与者または信用報告機関が保有または管理している信用報告に含まれる個人情報のセキュリティおよび正確性をモニターすること。
- ・信用報告機関およびクレジット供与者が信用情報ファイルおよび信用報告に含まれる個人情報を無権限の目的のために利用しないこと、また、信用報告機関およびクレジット供与者が信用情報ファイルおよび信用報告に含まれる個人情報の不法な提供を防ぐために十分な措置を講じていることを確保するために信用報告機関およびクレジット供与者の記録を調査すること。
- ・個人のプライバシーの保護を助長する目的のために、自らまたは他者もしくは他の機関と協同して教育活動を行うこと。
- ・上記の職務の履行のためにいかなる付帯的または寄与的なことをする権限も有すること。

コミッショナーは、この職務の履行のために、またはそれに関連して、いかなる必要または便宜的なことをする権限も有している(第28A条第2項)。

IV. おわりに

前述のように、オーストラリアにおいては、

包括的プライバシー権は認められていないが、プライバシーはコモンローおよび制定法によって一定の範囲内で保護されている。オーストラリアにおけるプライバシー法は、まだ発展段階にあり、これからプライバシー保護が全国的に統一されるように、制定法によってより包括的な保護を確立し、各法域の間で法をより同質化する必要があることは明らかである。

連邦政府は、10年前に個人のプライバシーを保護するという明示の目的のために、1988年プライバシー法を制定し、その後、納税者番号情報が税務関係の目的のためにのみ収集されおよび利用されることならびに個人信用信息が正確に管理され、個人のプライバシーが侵害されないことを確保するために同法の範囲を大幅に拡大した。同様に、医療、金融、保険、ダイレクト・マーケティング、および電気通信の業界は、それぞれ個々の行動綱領および規制機構を設けている。

本稿では、私の母国における信用報告に関するプライバシー法の極めて詳細かつ複雑な規定の概要を紹介してみたが、これが、日本の信用報告業界による、より効果的な個人のプライバシー保護を実現するために新しいシステムを設ける際の参考になるよう望んでいる。

[注]

- 1) オーストラリアは、連邦制で、6つの州、オーストラリア首都特別地域、北部準州および7つの国外領土からなっている。
- 2) オーストラリアにおけるコモンロー上のプライバシーの権利は、1937年にヴィクトリア・パーク・レーシング・アンド・レクリエーショナル・グラウンズ対テラー事件 (*Victoria Park and Recreational Grounds Co. Ltd v. Taylor* (1937) 58 C.L.R. 479) で争われた。その際、オー

ストリア最高裁判所 (High Court of Australia) のレーサム首席裁判官 (Chief Justice Latham) は、包括的プライバシー権の存在を明確に否定した。この事件は裁判所が包括的プライバシー権の保護を発展させる阻害要因となっているため、そのような保護は、もしそれが望ましいと考えられるのであれば、立法で実現する以外に方法はないとみられている。

3) このような個別法による伝統的プライバシーの保護については、拙稿「オーストラリアのプライバシー法」、堀部政男編『情報公開・個人情報保護』(ジュリスト増刊、1994年5月) 307頁以下、拙稿「オーストラリアの情報公開法・プライバシー法」、

堀部政男編『情報公開・プライバシーの比較法』(日本評論社、1996年) 第9章参照。

4) プライバシー法第34条および第35条は、連邦の1982年情報自由法 (*Freedom of Information Act 1982*) とプライバシー法の調整について規定している。コミッショナーは、情報自由法の定義する「適用除外文書」(exempt document) に該当するような文書の内容を公開することができない(第34条第2項)。

5) 信用報告行為基準は、シドニーにある人権・平等機会コミッション刊行物販売オフィス (Human Rights and Equal Opportunity Commission Publications Sales Office) から購入できる。